

## 令和8年第1回定例会3月議会提出議案概要書

## 議 案 目 録

- 議案第 1 号 明石市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定のこと
- 〃 第 2 号 明石市保健所設置条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 3 号 明石市行政手続条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 4 号 明石市職員定数条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 号 明石市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市保健関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 10 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 11 号 明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 12 号 明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 13 号 明石市都市景観条例及び明石市屋外広告物条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 14 号 明石市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 15 号 明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 16 号 令和 7 年度明石市一般会計補正予算（第 8 号）専決処分につき承認を求めること
- 〃 第 17 号 令和 7 年度明石市一般会計補正予算（第 9 号）
- 〃 第 18 号 令和 7 年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 19 号 令和 7 年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 20 号 令和 7 年度明石市財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 21 号 令和 7 年度明石市公共用地取得事業特別会計補正予算

(第1号)

- 〃 第22号 令和7年度明石市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 第23号 令和7年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 第24号 令和7年度明石市水道事業会計補正予算(第2号)
- 〃 第25号 令和7年度明石市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 〃 第26号 魚住1号線通学路安全対策(その2)工事請負契約のこと
- 〃 第27号 包括外部監査契約のこと
- 〃 第28号 市道路線認定のこと
- 〃 第29号 令和8年度明石市一般会計予算
- 〃 第30号 令和8年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第31号 令和8年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第32号 令和8年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第33号 令和8年度明石市公共用地取得事業特別会計予算
- 〃 第34号 令和8年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第35号 令和8年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第36号 令和8年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第37号 令和8年度明石市土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 〃 第38号 令和8年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第39号 令和8年度明石市病院事業債管理特別会計予算
- 〃 第40号 令和8年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 〃 第41号 令和8年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第42号 令和8年度明石市下水道事業会計予算
- 報告第1号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第2号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第3号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第4号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

子ども・子育て支援法の一部改正により市が定めることとされた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 条例で定める基準

内閣府令で定める基準に準拠し、次に掲げる事項について定める。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する一般原則
- (2) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

3 施行期日

令和8年4月1日

1 要 旨

公共施設の有効活用の観点から多目的ホールの使用の許可に係る要件等を改めようとするもの。

2 内 容

(1) 多目的ホールについて営業行為での使用を許可するとともに、営業行為で使用する場合の使用料を新たに定める。

(例) 全面・全日使用の場合

(営業行為) 221,500 円

(営業行為以外) 73,200 円

(2) 保健所の執務時間中に使用できる者を定める。

ア 保健衛生団体

イ 福祉団体

ウ その他市長が別に定める者

3 施行期日

令和 8 年 5 月 1 日

1 要 旨

行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、聴聞等の機会の付与手続における公示送達をデジタル化しようとするもの。

2 内 容

(1) 不利益処分をしようとする場合に行う聴聞等の通知を公示送達\*により行う場合の方法を次のとおり改める。

\* 処分の名宛人の所在が不明である場合に、一定期間公示する制度

(現行) 掲示場に掲示する方法

(改正) 次のア及びイに掲げる方法

ア インターネットによって公表する方法

イ 掲示場に掲示する方法又は事務所に設置したパソコン等の画面上で閲覧することができる状態に置く方法

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和8年5月21日

1 要 旨

高齢化の進展に伴う救急需要増加への対応及び消防警備体制の強化を図るため、消防職員の定数を改めようとするもの。

2 内 容

消防職員の定数を、264人から290人に改める（26人の増）。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 5 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

兵庫県の学校薬剤師の報酬の取扱いに準じて、本市の学校薬剤師の報酬の改定を行おうとするもの。

2 内 容

学校薬剤師の報酬額を引き上げる。

(現行) 1校(園)当たりの年額 156,000円

(改正) 1校(園)当たりの年額 158,000円

3 施行期日

令和8年4月1日

1 要 旨

産後ケア事業に係る一部負担金を利用者が事業者に直接支払うことができる仕組みに移行することに伴い、当該一部負担金を市が徴収する手数料から削ろうとするもの。

2 内 容

条例で定める手数料から、産後ケアの提供に係る手数料を削る。

3 施行期日

令和8年4月1日

1 要 旨

引用法令の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項移動に伴う規定整備

ア (現行) 法第14条第15項

(改正) 法第14条第13項

イ (現行) 法第14条第13項

(改正) 法第14条第14項

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴う規定整備

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(1)のアは令和8年5月1日、2の(1)のイは引用法令の一部改正の施行の日

1 要 旨

関係法令の一部改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、耐震性不足等により建替え等を行うマンションで特定行政庁が許可したものであるについては、容積率に加えて、高さ制限の特例が認められることとされたため、当該許可の申請に対する審査手数料（容積率の特例許可の申請に対する審査手数料と同額の160,000円）を定める。

(2) 租税特別措置法施行令の一部改正により廃止された制度に係る認定の申請に対する審査手数料を削る。

(3) 引用法令の条項移動等に伴う規定の整備

3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、2の(2)は、公布の日

1 要 旨

兵庫県の取扱いに準じ、福祉医療制度と国公費負担医療制度の併用を可能としようとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例
- イ 明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例
- ウ 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例

(2) 改正の内容

ア 対象者の拡大

自立支援医療費等の国公費負担医療制度による医療に関する給付を受けている者についても、福祉医療制度の給付の対象とする。

イ 助成額

拡大された対象者に対する助成額は、国公費負担医療制度による医療に関する給付を受けて、なお残る医療費に対する負担額から、各福祉医療制度の一部負担金を控除した額とする。

ウ その他所要の整備

3 施行期日

令和8年7月1日

## 1 要 旨

国民健康保険法の一部改正により、保険料の賦課額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を新設するほか、国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、基礎賦課限度額の引き上げを行うことその他所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 子ども・子育て支援納付金賦課額の新設

所得割	100 分の 0.28
均等割	1,240 円／人
18 歳以上均等割*	40 円／人
平等割	840 円／世帯
上限額	30,000 円

\* 18 歳未満の子どもに係る均等割を全額減額し、当該減額した額を 18 歳以上均等割として賦課する。

## (2) 基礎賦課の上限額を、政令基準と同額に引き上げる。

(現行) 66 万円 → (改正) 67 万円

## (3) 物価上昇に伴い額面上の所得が増加した者が、減額措置の対象から外れないようにするため、低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準を、政令基準と同額に緩和する。

## 【5割・2割減額措置に係る所得判定基準の計算式】

43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) + (下記ア又はイ × 被保険者数) 以下

ア 5 割減額の場合

(現行) 30.5 万円 → (改正) 31 万円

イ 2 割減額の場合

(現行) 56 万円 → (改正) 57 万円

## (4) その他所要の整備

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 1 要 旨

介護保険法施行令の一部改正（以下「政令改正」という。）に準じて、令和 8 年度の保険料算定について特例を設けようとするもの。

## 2 内 容

### (1) 令和 8 年度の保険料算定に係る特例措置

令和 7 年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が引き上げられたこと（55 万円→65 万円）を受け、介護保険料の段階が変動することによる保険料収入の不足を防ぐための特例措置が政令改正により講じられたことから、政令改正に準じた特例措置（保険料算定に用いる給与所得の額を、税制改正による引き上げ前の給与所得控除額を適用した額とする措置）を設ける。

### (2) その他所要の整備

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

1 要 旨

卸売市場法の一部改正により地方卸売市場の認定要件に追加された事項を定めようとするもの。

2 内 容

(1) 市長が、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表する旨を定める。

ア 卸売市場で取り扱う指定飲食料品等\*

\* 飲食料品等のうち、事業者間の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいもの（米、野菜等）

イ 卸売市場で取り扱う指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参酌すべき指標

ウ 飲食料品等事業者等が取引において講ずべき措置の内容

(2) その他所要の整備

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 1 要 旨

景観法（以下「法」という。）に基づく景観計画を策定し、法と条例による景観行政を推進することにより、都市景観の形成を図ろうとするもの。

## 2 内 容

### (1) 景観計画の策定

市長は、都市景観形成基本計画に即して、法に基づく景観計画を策定しなければならない旨を定める。

### (2) 景観重点地区の設定

市長は、次に掲げる区域を景観重点地区として景観計画に定めることができることとする（大久保駅南地区を想定）。

ア 地域の景観の核となるような景観資源がある区域

イ 都市景観の形成のために計画的に整備する必要がある区域

ウ その他都市景観の形成のために市長が必要と認める区域

### (3) 景観計画区域（市全域を想定）内の行為の規制等

ア 一定の建築物等の建築等をしようとする場合の届出に係る手続を定める。

イ アに掲げる建築等が景観計画に定める制限に関する事項に適合しないと認める場合に市が行う是正勧告に従わない者に対する公表及び弁明の機会の付与に係る手続を定める。

ウ 景観重要建造物及び景観重要樹木\*の指定に係る手続を定める。

\* 地域の自然、歴史、文化等からみて、景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの

### (4) その他所要の整備

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

1 要 旨

駐車場法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴う所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

- (1) 特定用途（自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途として政令で定めるもの）については、非特定用途よりも厳しい駐車施設の附置に係る基準を適用させることが可能であるところ、政令の一部改正により、特定用途に共同住宅が加えられたことに伴い、共同住宅について現行と同様の基準を適用させるため、所要の整備を行う。
- (2) 駐車施設を廃止した場合の届出を義務付ける。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 1 要 旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に係る基準を設けるほか、市長が林野火災の予防を目的とした注意報及び警報を発令することにつき、必要な事項を定めようとするもの。

## 2 内 容

### (1) 簡易サウナ設備に係る基準

条例により火災予防に係る基準を定める対象に簡易サウナ設備\*を追加し、簡易サウナ設備の特性等を踏まえて、簡易サウナ設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を定める。

\* 屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするもの

### (2) 林野火災の予防を目的とした注意報及び警報

ア 市長は、林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとする。

イ 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する注意報又は警報を発したときは、火の使用制限に係る対象区域を指定することができることとする。

### (3) その他所要の整備

## 3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、2の(1)は、令和8年3月31日

議案第 16 号

令和7年度明石市一般会計補正予算（第8号）専決処分  
につき承認を求めること

衆議院議員選挙の実施に係る経費について、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により措置したため、同条第3項の規定に基づきその承認を求めるもの。

[ 補正額 136,000 千円                      補正後 142,809,444 千円 ]

歳 入

県 支 出 金      136,000 千円      選 挙 費 委 託 金      136,000 千円

歳 出

人      件      費      45,000 千円      選 挙 事 務  
従 事 者 報 酬 等      45,000 千円

物 件 費 等      91,000 千円      ポ ス タ ー 掲 示 場  
設 置 委 託 料 等      91,000 千円

今回の補正は、歳出で、国の補正予算に伴い、小中学校の外壁やトイレ改修等にかかる小中学校施設整備事業費をはじめ、一般廃棄物処理施設整備基金等への積立金を追加するほか、執行見込み等による各種経費の補正を行うとともに、歳入では、地方交付税、市税等を追加する一方、市債、繰入金等を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

[ 補正額 △563,645 千円                      補正後      142,245,799 千円 ]

歳 入

市 税	800,000 千円	個人市民税	600,000 千円
		固定資産税	200,000 千円
地方交付税	2,345,035 千円	普通交付税	2,345,035 千円
国庫支出金	△851,166 千円	教育費国庫補助金	505,718 千円
		土木費国庫補助金	△482,587 千円
		民生費国庫補助金等	△874,297 千円
県支出金	△268,360 千円	民生費県補助金	△320,334 千円
		農林水産業費県補助金等	51,974 千円
繰入金	△615,573 千円	財政基金繰入金	△550,000 千円
		一般廃棄物処理施設 整備基金繰入金等	△65,573 千円
市 債	△1,684,900 千円	教 育 債	△724,900 千円
		土 木 債 等	△960,000 千円
その他収入	△288,681 千円	クリーンセンター 電力売却収入等	△288,681 千円

歳 出

積立金	1,540,795 千円	一般廃棄物処理施設 整備基金積立金	1,000,000 千円
		減債基金積立金等	540,795 千円
人件費	1,152,524 千円	職員費等	1,152,524 千円
扶助費	158,000 千円	私立保育所等 教育・保育給付事業費	300,000 千円
		こども医療費助成事業費	180,000 千円
		児童手当支給事業費等	△322,000 千円
投資的経費	△2,672,343 千円	(仮)新明石クリーンセンター 建設事業費	△560,000 千円
		私立保育所・認定こども園等 整備(待機児童対策)事業費	△361,000 千円
		江井ヶ島松陰新田線道路事業費	△303,654 千円
		福祉施設整備事業費	△285,010 千円
		西明石活性化プロジェクト事業費	△160,000 千円
		道路新設改良事業費等	△1,002,679 千円
物件費	△622,309 千円	電子計算処理システム 管理運営事業費	△286,000 千円
		図書館運営事業費等	△336,309 千円
貸付金	△124,500 千円	中小企業融資対策事業費等	△124,500 千円
公債費	△92,000 千円	長期債利子	△92,000 千円
補助費等	△36,721 千円	国県補助金精算等償還金	220,000 千円
		水産一般振興事業費	53,701 千円
		物価高騰生活支援 給付金給付事業費等	△310,422 千円
その他経費	132,909 千円	国民健康保険事業 特別会計繰出金等	132,909 千円

繰越明許費	5,944,000 千円	電子計算処理システム 管理運営事業	390,000 千円
		車両管理事業	5,000 千円
		北庁舎(旧保健センター) 維持管理事業	4,000 千円
		市役所新庁舎建設事業	24,000 千円
		戸籍事務事業	2,000 千円
		住民基本台帳事務事業	8,000 千円
		物価高対応子育て 応援手当支給事業	31,000 千円
		ごみ収集車両購入事業	12,000 千円
		農業委員会運営事業	1,000 千円
		土地改良事業	4,000 千円
		沿岸漁場整備・構造改善事業	86,000 千円
		プレミアム付き デジタル商品券事業	471,000 千円
		天文科学館施設維持管理事業	307,000 千円
		街路灯維持管理事業	33,000 千円
		道路新設改良事業	226,000 千円
		放置自転車対策事業	8,000 千円
		交通安全施設整備事業	436,000 千円
		西明石活性化プロジェクト事業	925,000 千円
		明石駅周辺地区整備事業	97,000 千円
		交通政策事業	18,000 千円
		大久保駅前土地 区画整理事業	18,000 千円
		街路整備事業	235,000 千円
		都市公園安全・安心対策事業	108,000 千円
		市営住宅整備事業	51,000 千円
		消防施設整備事業	161,000 千円
		消防車両整備事業	11,000 千円
		小学校施設整備事業	1,659,000 千円
		中学校施設整備事業	536,000 千円
		幼稚園施設整備事業	40,000 千円
		特別支援学校教育振興事業	11,000 千円
		水道事業会計繰出金	26,000 千円



今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費等の補正を行うとともに、歳入では、基金繰入金及び国民健康保険料を減額する一方、一般会計繰入金、前年度繰越金等を追加するもの。

[ 補正額           △8,000 千円                   補正後           28,012,642 千円 ]

## 歳 入

国民健康保険料	△22,378 千円	国民健康保険料	△22,378 千円
財 産 収 入	3,800 千円	基金運用収入	3,800 千円
繰 入 金	△11,397 千円	一般会計繰入金	188,603 千円
		基金繰入金	△200,000 千円
繰 越 金	21,975 千円	前年度繰越金	21,975 千円

## 歳 出

総 務 費	△11,800 千円	職 員 費	△11,800 千円
保 険 給 付 費	0 千円	療 養 給 付 費	△138,000 千円
		療 養 費	30,000 千円
		高 額 療 養 費	100,000 千円
		出 産 育 児 一 時 金	8,000 千円
基 金 積 立 金	3,800 千円	国民健康保険事業 基金積立金	3,800 千円

議案第 20 号

令和7年度明石市財産区特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、藤江村財産区有地の測量業務委託及び大窪村財産区有墓地の整備工事について、繰越明許費の設定を行うもの。

繰越明許費	32,000千円	藤江村財産区費	10,000千円
		大窪村財産区費	22,000千円



今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費の補正を行うとともに、歳入では、繰入金を減額する一方、前年度繰越金等を追加するもの。

〔 補正額 18,726 千円 補正後 27,275,818 千円 〕

## 歳 入

財 産 収 入	13,726 千円	基 金 運 用 収 入	13,726 千円
繰 入 金	△48,433 千円	一 般 会 計 繰 入 金	△25,000 千円
		基 金 繰 入 金	△23,433 千円
繰 越 金	53,433 千円	前 年 度 繰 越 金	53,433 千円

## 歳 出

総 務 費	△25,000 千円	職 員 費	△25,000 千円
保 険 給 付 費	0 千円	介 護 サービス等諸費	△47,000 千円
		介 護 予 防 サービス等諸費	47,000 千円
地 域 支 援 事 業 費	30,000 千円	介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	30,000 千円
基 金 積 立 金	13,726 千円	介 護 保 険 給 付 費 準 備 基 金 積 立 金	13,726 千円

今回の補正は、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金の追加等をするとともに、歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、後期高齢者保険料等を追加するもの。

[ 補正額 225,033 千円 補正後 5,556,428 千円 ]

## 歳 入

後期高齢者保険料	235,786 千円	保険料現年度分	235,786 千円
繰 入 金	△20,571 千円	一般会計繰入金	△20,571 千円
繰 越 金	6,905 千円	前年度繰越金	6,905 千円
諸 収 入	2,913 千円	受託事業収入	8,909 千円
		雑 入	△5,996 千円

## 歳 出

総 務 費	△5,996 千円	一般管理事務事業費	△5,996 千円
後期高齢者医療 広域連合納付金	218,150 千円	後期高齢者医療 広域連合納付事業費	218,150 千円
保 健 事 業 費	12,000 千円	後 期 高 齢 者 健康診査事業費	12,000 千円
諸 支 出 金	879 千円	健康診査補助金返還金	879 千円

今回の補正は、配水量の増加等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では給水収益の追加等をするもので、当年度純損失 635,533 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費を減額等するとともに、資本的収入では工事負担金を増額等するもの。

## 事業収益

営業収益	38,000 千円	給水収益	50,000 千円
		その他営業収益	△12,000 千円
営業外収益	△8,000 千円	受取利息	8,000 千円
		雑収益	△16,000 千円

## 事業費用

営業費用	△116,000 千円	原水及び浄水費	△20,000 千円
		受水費	△70,000 千円
		配水及び給水費	36,500 千円
		業務費	△6,500 千円
		総係費	△26,000 千円
		減価償却費	△30,000 千円
営業外費用	△80,000 千円	支払利息	△80,000 千円

## 資本的収入

企業債	△12,000 千円	企業債	△12,000 千円
工事負担金	85,000 千円	工事負担金	85,000 千円
他会計出資金	△34,250 千円	他会計出資金	△34,250 千円

## 資本的支出

建設改良費	△163,000 千円	第 4 次整備事業費	△55,000 千円
		老朽管整備事業費	△30,000 千円
		建設改良事業費	△40,000 千円
		固定資産購入費	△37,000 千円
		事務費	△1,000 千円
企業債償還金	9,200 千円	企業債償還金	9,200 千円
出資金	△15,000 千円	出資金	△15,000 千円

今回の補正は、処理水量の減少等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では下水道使用料の減額等をするもので、当年度純利益 425,508 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費等を減額するとともに、資本的収入では国庫補助金等を減額するもの。

## 事業収益

営業収益	△70,000 千円	下水道使用料	△70,000 千円
営業外収益	△19,290 千円	他会計委託金	△31,290 千円
		雑収益	12,000 千円

## 事業費用

営業費用	△62,800 千円	管渠費	1,400 千円
		ポンプ場費	△12,000 千円
		処理場費	△55,400 千円
		水洗普及費	8,500 千円
		業務費	△12,000 千円
		総係費	6,700 千円
営業外費用	△61,600 千円	企業債利息	△30,000 千円
		治水費	△31,600 千円

## 資本的収入

企業債	△130,400 千円	企業債	△130,400 千円
国庫補助金	△210,658 千円	国庫補助金	△210,658 千円

## 資本的支出

建設改良費	△342,300 千円	管渠整備費	△140,000 千円
		ポンプ場整備費	△100,000 千円
		処理場整備費	△102,300 千円
企業債償還金	△66,000 千円	企業債償還金	△66,000 千円

議案第 26 号

魚住 1 号線通学路安全対策（その 2）工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
道路改良工事	道路改良工事一式	延長 150メートル 幅員 7.25メートル (車道幅員 5.25メートル) (歩道幅員 2.0メートル)

2 請負金額 金 167,589,400円

3 相手方 明石市大久保町大窪 899 番地の 1  
株式会社武貞興業  
代表取締役 武 貞 次 郎

4 支払条件 令和 7 年度 無  
令和 8 年度 金 108,900,000円以内  
令和 9 年度 残 額

(参考)

工事期限 令和 10 年 3 月 10 日

## 1 要 旨

令和 8 年度包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 内 容

## (1) 契約の目的

令和 8 年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けること。

## (2) 契約の始期

令和 8 年 4 月 1 日

## (3) 契約金額

12,000,000 円を上限とする額

## (4) 相手方

ア 住 所 神戸市

イ 氏 名 本 村 勲

ウ 資 格 公認会計士

## (5) 支払方法

業務完了後、請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

## 1 要 旨

開発行為により引継ぎを受けた道路等を市道路線として認定しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 今回認定する路線

ア 路線数 26 路線

イ 延長 2, 117メートル

ウ 面積 13, 225平方メートル

## (2) 認定後の路線

ア 路線数 3, 319 路線

イ 延長 654, 843メートル

ウ 面積 4, 719, 102平方メートル

議案第 29 号 ~ 議案第 42 号 省略

## 1 請求の要旨

市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期間滞納する相手方に対し、住宅及び駐車場の明渡し並びに滞納家賃、滞納駐車場使用料、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

## 2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅等	滞納家賃等(円)	専決処分日
明石市在住の個人	市営魚住錦が丘住宅の一室及び駐車場	家賃 123,400 駐車場使用料 24,800	令和8年1月27日

報告第2号  
〈  
報告第4号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第2号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年12月9日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 364,045円 (2) 相手方 明石市に所在する法人 (3) 事故の内容 令和4年8月22日明石市大久保町西島781番地の2地先において、市民生活局環境室収集事業課の職員が運転する本市所有のごみ収集車がごみ置き場を離れようと前進した際、車の左側を相手方所有の家屋の庇に接触し、損害を与えたもの。
第3号	市営住宅における漏水事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年12月24日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 414,133円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和7年6月27日市営住宅(市営王子住宅)においてトイレタンクの損傷により漏水が発生し、階下に居住する相手方の家財に損害を与えたもの。
第4号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年2月2日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 349,800円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和7年11月9日明石市魚住町西岡1531番地先において、本市消防団員が運転する消防自動車、相手方所有の家屋の屋根に接触し、損害を与えたもの。